

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 4 月 23 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 梅村聡君（維新）（理事伊東信久君今 23 日委員辞任につきその補欠）

2 公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第 32 号）

- ・大西健介君外 1 名（立憲）提出の修正案について、提出者石川香織君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案について、伊東国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）中野英幸君（自民）、松田功君（立憲）、尾辻かな子君（立憲）

（質疑者及び主な質疑事項）

中野英幸君（自民）

- （1） 公益通報者保護法改正が必要な理由
- （2） 同法改正により事業者及び労働者に対する効果
- （3） 通報妨害及び通報者探索行為に対する禁止規定を導入する意義
- （4） 上記行為が許容される「正当な理由」の解釈の明確化及び周知・徹底の在り方
- （5） 濫用的通報に対する禁止規定及び刑事罰が導入されていない理由
- （6） 濫用的通報に対する今後の対応の在り方
- （7） 公益通報を理由とする解雇・懲戒に対する刑事罰の導入など改正内容について周知の在り方
- （8） 常時使用する労働者 300 人超の事業者における適切な体制整備のための消費者庁の支援策

松田功君（立憲）

公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下「法定指針」という。）

- ア 公益通報体制整備義務の内容を明確かつ具体的に定める必要性
- イ 公益通報対応業務従事者が適切に対応できるよう法定指針の解釈等を明確にする必要性
- ウ 公益通報対応業務の独立性を確保するための法定指針の見直し内容
- エ 通報者探索行為の禁止など徹底した体制整備にすることを法定指針に明確に示す必要性
- オ 行政機関を含めた事業者に対して適切な内部規程を策定させるため消費者庁が調査及び指導・助言を行う必要性
- カ 通報妨害及び通報者探索が許容される「正当な理由」を限定的に法定指針等に規定する必要性
- キ 法定指針の見直しに係る日程及び策定前にパブリックコメントを実施することの確認

尾辻かな子君（立憲）

- （1） 地方公共団体の首長は公益通報者保護法の有権解釈権を有しないことの確認
- （2） 同法改正案は G20 大阪サミットで採択された「G20 ハイレベル原則」を満たしているかの確認
- （3） 同法施行（平成 18 年）から現在まで公益通報者の保護が認められた裁判件数
- （4） 上記裁判件数が 3 件という状況についての認識とその要因
- （5） 製薬会社で不当な配置転換を受けた通報者が同法改正を求める 2 万 5 千人分の署名を消費者庁に送

付した報道についての伊東国務大臣の認識

- (6) 「弁護士会における公益通報相談」（日本弁護士連合会）において解雇・懲戒よりも「嫌がらせ」・「配置転換」の不利益取扱いが多いことについての伊東国務大臣の認識
- (7) 現行制度において公益通報後に配置転換された労働者を保護する方法
- (8) 海外の法制は「ジョブ型雇用」を理由に立証責任の転換規定を導入しているのかの確認
- (9) 配置転換に係る立証責任の転換規定を導入できない理由に我が国の「メンバーシップ型雇用」を挙げることの妥当性
- (10) 刑事罰の対象を解雇・懲戒に限定したことでそれ以外の不利益取扱いが促進される懸念
- (11) 刑事罰の対象を解雇・懲戒に限定したことによる影響について法改正後に調査・検証する必要性
- (12) 内部通報窓口を利益相反関係にある事業者の顧問弁護士に委託する問題についての消費者庁の見解
- (13) 上記問題に対して消費者庁における行政措置権限の有無
- (14) 不利益取扱いに対して直罰の前に消費者庁の是正命令措置及び同命令違反による間接罰導入の必要性
- (15) 行政措置の実効性を確保するため厚生労働省との連携の必要性
- (16) 周知義務違反に対する行政措置等の必要性